

ふれあいのまち 差別のないまち
9月は同和問題啓発強調月間です

市人権政策課

彦根市では、同和問題について正しい理解と知識を深め、市民一人ひとりが部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて主体的に行動できるよう、9月の同和問題啓発強調月間にあわせて啓発行事を行います。

人権啓発パネル展

日時 9月1日(火)～同11日(金)
午前8時30分～午後5時
15分最終日は午後4時まで
場所 市役所1階ロビー
内容 「は」ところのメッセージ2008」入賞作品などの展示
問い合わせ先 市人権政策課
☎30-6115番、FAX 22-13998番

建物を新築・増築した皆さん
固定資産税の家屋調査にご協力を

市 税務課

住宅、事務所、店舗など、建物を新築・増築すると、その建物には固定資産税(市街化区域内では固定資産税と都市計画税)が新たに課税されます。この固定資産税の税額の基

礎となる建物の評価額を算出するため、市税務課の職員が建物の調査に伺います。調査では、建物の外観とともに、各部屋を拝見します。必ず建築主か、家族のごなたかのお立ち会いをお願いします。調査時間は、30分から1時間程度です。調査の際に、建物の平面図・立面図などの図面や、仕様・設計書、建築確認申請書などをご用意いただくと、より正確で短時間での調査ができます。

留守がちなお宅は、事前に都合のよい日をお知らせください。調査日時を調整いたします。

また、以前から課税されている建物を取り壊したときや、用途を変更した場合などは、必ず届け出てください。
問い合わせ先 市税務課資産係
☎30-6138番、FAX 22-13998番

きれいな街「彦根」を育てましょう

市生活環境課

「ごみのポイ捨てはやめましょう」
いまだに道路や公園には、タバコの吸殻や空き缶などが捨てられています。ポイ捨て

され、散乱したごみは、その場を利用する人を不快にします。一人ひとりのマナーが、きれいな街「彦根」を育てます。

犬のふんは、持ち帰りましょう

ペットブームの波に乗り、犬の飼い主の数は増えていますが、散歩の際に飼い犬がしたふんを放置するなど、飼い主のモラルの低下を指摘されることがあります。放置された犬のふんは、見た目だけでなく悪臭の原因にもなり、その場を利用する人を不快にします。飼い主のマナーが、きれいな街「彦根」を育てます。
ふん書をなくすために
①散歩のときは、ビニール袋と小さなスコップなど、回収するものを持ち歩く。
②散歩の前にトイレを済ませる。
③飼い主同士で意識を高める。
問い合わせ先 市生活環境課
☎30-6116番、FAX 27-0395番

水道リーフレットの案内

市水道部業務課

9月から、「水道水の安全のために」と題したリーフレットを窓口に着きます。

特定健康診査の受け忘れはありませんか？

がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病は、自覚症状なく進行します。また、これらの生活習慣病は日本人の死因の6割、国民医療費の3割を占めています。異常を確認するためには毎年の健診は欠かせません。毎年の結果を比べることで、異常が出る前の段階で体の変化に気づくことができます。特定健康診査を受診していない人は受診しましょう。

特定健康診査とは？

▼メタボリックシンドロームに着目し、発見と保健指導により生活習慣病を予防します。
▼健診結果による必要度に応じて、本人に適した保健指導を行います。

▼40歳から75歳未満の人が対象です。(75歳の誕生日の前日までが対象です)
特定健康診査ではどんな検査が受けられるのですか？

メタボリックシンドロームおよびその予備群の発見に着目した検査内容になります。
健診の内容
身体計測、腹囲計測、診察、血圧測定、尿検査、血液検査(脂質、肝機能、血糖)

特定健診の実施主体は医療保険者です

特定健診の実施主体は市町ではありません。これまで市町で受診していた人も、国保や健保組合などの医療保険者が実施主体となりました。加入している医療保険はお持ちの保険証で確認できます。健診の実施期間、実施方法などについては各医療保険者にお問い合わせください。彦根市国民健康保険の人は、彦根市が実施します。

特定保健指導って何？

メタボリックシンドロームの該当者・予備群を対象とした生活習慣の改善支援です。健診結果からメタボリックシンドロームのリスク数などを総合して、生活習慣病の発症リスクが高い人を対象に保健指導を実施します。

国民健康保険加入者の特定健康診査日程

健診日	受付時間	会場
9月1日(火)	午後	高宮地域文化センター
9月2日(水)	午前②・午後	高宮地域文化センター
9月8日(火)	午前②・午後	西地区公民館
9月9日(水)	午前②・午後	ひこね燦ばれす
9月10日(木)	午前②・午後	ひこね燦ばれす
9月17日(木)	午前②・午後	中地区公民館
9月18日(金)	午前②・午後	中地区公民館
9月25日(金)	午後	ハピネスひこね
9月30日(水)	午後	福祉保健センター
10月1日(木)	午後	福祉保健センター
10月20日(火)	午前①	福祉保健センター
10月21日(水)	午前①	福祉保健センター

受付時間 午前① 9:00～10:30、午前② 9:30～11:00
午後 13:00～14:30

年に一度は健診を受けましょう

健診の日程、場所などを左表で紹介いたします。受診するときは、医療保険者が発行する受診券と保険証をお持ちください。皆さんが積極的に特定健診や特定保健指導を受けることで、生活習慣病の予防や改善が図られ、医療費の適正化につながります。自分の健康のためにはもちろんですが、いつまでも安心して医療を受けるためにも、40歳以上の人は必ず年に一度は健診を受けましょう。
問い合わせ先 市健康推進課
☎24-0816番、FAX 24-5870番、☎保険年金課 ☎30-6112番、FAX 21-2220番

知っておきたい水道の話を分かりやすく解説しています。ぜひご覧ください。
また、彦根市ホームページにも「よくある質問」として、皆さんからのよくある質問とそとの答えを載せています。併せてご覧ください。
配布場所 市水道部業務課(市役所2階)、お客様サービスセンター(旭町)
問い合わせ先 市水道部業務課
☎22-2722番、FAX 24-4054番

市民交流課

平成13年度を初年度とした「男女共同参画ひこねかがや

きプラン」が、平成22年度で計画期間を終了します。そこで、皆さんとともに、平成23年度以降の男女共同参画社会の推進に向けて、どのように取り組んでいくのかを考えたうえで、新たな計画を策定していきたく考えています。そこで、「男女共同参画社会づくりのためのアンケート調査」を実施します。
このアンケート調査は、皆さんの中から無作為に1、500人を抽出し、8月下旬から調査票を送付しています。該当された人は、今後の男女共同参画社会づくりについての質問への回答にご協力をお願いいたします。

市民交流課

問い合わせ先 市市民交流課
☎30-6113番、FAX 22-13998番

定額給付金等給付推進室が移転します

定額給付金等給付推進室の事務所が9月7日(月)以降、文教ビル2階から市役所3階に移転します。なお、直通の電話番号に変更はありませんが、FAX番号が変わります。ご注意ください。

移転前の場所・問い合わせ先
文教ビル2階(市役所南側建物)
☎30-6135(直通)、FAX27-7041

移転後の場所・問い合わせ先
市役所3階
☎30-6135(直通)、FAX22-1398

第2弾ひこねプレミアム商品券を発売します

5月に発売した「ひこねプレミアム商品券」を追加発行します。価格は1冊(1万1,500円分)の商品券綴りが1万円分で、1人1冊限定販売です。
日時 9月12日(土) 午前9時30分～
※ビバシティ彦根は午前10時から
商品券の内容 『全加盟店共通券』(5,500円分)と『中小加盟店専用券』(6,000円分)
販売総数 限定1万冊(1億1,500万円分)。
販売場所 ①アル・プラザ彦根1階サービスカウンター(大東町) ②銀座街事務所 ③彦根商工会議所1階(中央町) ④パリア・サンペテック1階お客様休憩所前(長曾根南町) ⑤高宮商工繁栄会館(高宮町) ⑥フタバ彦根店(高宮町) ⑦川瀬馬場町駅前地区自治会集会所(川瀬馬場町) ⑧稲枝商工会館(稲部町) ⑨ビバシティ彦根1階(竹ヶ鼻町)
使用できる店舗 「第2弾ひこねプレミアム商品券取扱加盟店」のステッカーが貼付されている市内の店舗。加盟店は随時募集しています。申し込みは市商工課 ☎30-6119番まで。
※商品券購入時に取扱加盟店の一覧を配布します。
※取扱加盟店一覧記載の「大規模加盟店」では、『全加盟店共通券』のみ使用可能です。
有効期限 9月12日(土)～12月31日(木)
問い合わせ先(販売場所ごと) ①・②・③彦根商店街連盟 ☎22-7303番、④(株)パリア ☎22-0146番、⑤高宮商工繁栄会 ☎28-0171番、⑥フタバ彦根店 ☎24-8128番、⑦河瀬駅前商工振興会 ☎28-0139番または ☎25-0334番、⑧稲枝商工会 ☎43-2201番、⑨ビバシティ専門店街 ☎22-0253番